



2025年7月25日

各位

会社名 沖縄セルラー電話株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮倉 康彰
(コード番号: 9436 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役執行役員常務
コーポレート本部長 國吉 博樹
(TEL. 098-860-3608)

株式分割及び株式分割に伴う定款一部変更並びに 自己株式取得に係る事項の一部変更及び配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款一部変更並びに自己株式取得に係る事項の一部変更、配当予想の修正及び株主優待制度の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式への投資魅力を高めるとともに、当社の持続的成長をご支援いただける投資家層のさらなる拡大及び流動性の向上を図るものであります。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2025年9月30日(火)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主様の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	47,089,402株
今回の分割により増加する株式数	47,089,402株
株式分割後の発行済株式総数	94,178,804株
株式分割後の発行可能株式総数	200,000,000株

③分割の日程

基準日公告日	2025年9月12日(金) (予定)
基準日	2025年9月30日(火)
効力発生日	2025年10月1日(水)

④その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

2. 株式分割に伴う定款一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200,000,000株</u> とする。

(3) 変更の日程

効力発生日	2025年10月1日
-------	------------

3. 自己株式取得に係る事項の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、2025年5月8日付で開示いたしました「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」に記載の「取得し得る株式の総数」を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

変更前	変更後
取得し得る株式の総数 <u>1,400,000株</u> (上限)	取得し得る株式の総数 <u>2,800,000株</u> (上限)

【ご参考】2025年5月8日開催の取締役会において決議した自己株式取得に係る事項の内容

- 取得対象株式の種類 : 普通株式
- 取得し得る株式の総数 : 1,400,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 : 3.0%)
- 株式の取得価額の総額 : 50億円 (上限)
- 取得期間 : 2025年5月22日から2026年4月15日まで

4. 配当予想の修正について

今回の株式分割に伴い、2025年5月8日付で開示いたしました2025年3月期決算短信に記載の2026年3月期の1株あたりの年間配当金に係る予想額を以下のとおり修正いたします。なお、今回の配当予想の修正につきましては、上記の株式分割に伴う修正であるため、1株あたりの予想配当における実質的な変更はありません。

	年間配当金		
	第2四半期末	期末	合計
前回予想 (2025年5月8日発表)	64円00銭	64円00銭	128円00銭
今回修正予想 (株式分割前換算)	64円00銭 (-)	32円00銭 (64円00銭)	- (128円00銭)
前期実績 (2025年3月期)	60円00銭	64円00銭	124円00銭

- (注) 1. 2025年9月30日を基準日とする2026年3月期第2四半期末配当は、株式分割前の株式数を基準とします。
2. 2026年3月31日を基準日とする2026年3月期の期末配当は、今回の株式分割後の株式数を基準とし、年間配当金合計は「-」として記載しております。

5. 株主優待制度の一部変更について

(1) 変更の理由

当社は毎年3月31日最終の株主名簿に記録された株主様に対し、その所有株式数に応じて株主優待を贈呈しておりますが、今回の株式分割に伴い、贈呈基準を変更いたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示しています。)

変更前	変更後
保有期間1年以上 かつ 保有株式数 <u>100株以上</u>	保有期間1年以上 かつ 保有株式数 <u>200株以上</u>

※2026年株主優待の概要が確定いたしましたら、当社ホームページにて開示いたします。

https://okinawa-cellular.jp/ir/status/ir_stock_yutai/

(3) 変更の時期

2025年10月1日

2026年3月31日最終の株主名簿に記載された株主様を対象とした株主優待より適用いたします。

以 上